山武市物価高騰に伴う均等割のみ課税世帯支援給付金（加算給付分）

申請書（請求書）

（宛先）山武市長

裏面の誓約・同意事項を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

１　申請・請求者（世帯主）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （フリガナ） | | 生年月日 | | 現住所 |
| 氏　　名 | |
|  | |  | |  |
|  | |
| 現住所と令和５年 | □現住所と同一  □異なる | | 異なる場合には令和５年１月１日時点の住所を記載 |  |
| １月１日時点の住所 |

２　加算対象者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （フリガナ） | 生年月日 | 同居別居の別 | 住　所  （別居の場合のみ記入） |
| 氏名 |
| １ |  |  | □同居 |  |
|  | □別居 |  |
| ２ |  |  | □同居 |  |
|  | □別居 |  |
| ３ |  |  | □同居 |  |
|  | □別居 |  |
| ４ |  |  | □同居 |  |
|  | □別居 |  |
| ５ |  |  | □同居 |  |
|  | □別居 |  |
| ６ |  |  | □同居 |  |
|  | □別居 |  |

対象者の範囲は、以下のとおりです。

ア　令和５年12月1日時点で上記「１申請・請求者（世帯主）」と同一世帯である18歳以下の世帯員（平成17年４月２日生まれ以降の者）

イ　令和５年12月２日以降に生まれた新生児

ウ　別世帯だが扶養している平成17年４月２日生まれ以降の者

３　申請額・請求額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者数  （２　加算対象者に記載の人数） | 人 | ×50,000円＝ | 申請額・請求額 | 円 |

４　振込口座（原則、１の申請・請求者名義の口座）※長期間入金のない口座を記入しないでください。

下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | | | | | 支店名 | | | | 分類 | 口座番号  ※右詰めでお書きください。 | | | | | | | 口座名義（カナ）  ※通帳の表記に合わせください。 |
|  | | | | |  | | | | １普通  ２当座 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 金融機関コード |  |  |  |  | 支店コード |  |  |  |

　裏面も必ずご確認ください。

【誓約・同意事項】　※全ての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | |
| □ | 『山武市物価高騰に伴う均等割のみ課税世帯支援給付金（加算給付分）申請書（請求書）』（本書）  ※必要事項をご記入ください。 |
| □ | 『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』  ※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。 |
| □ | 『受取口座を確認できる書類の写し（通帳やキャッシュカードの写しなど）』  ※受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。 |
| □ | （令和５年１月２日以降に山武市に転入された世帯員全員分）  令和５年１月１日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和５年度住民税非課税証明書』の写し（コピー）  ※山武市から前住所地等に課税状況の確認が取れる場合は不要。 |
| ※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）。 | |

山武市物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（子育て世帯こども加算分）（以下「給付金（こども加算分）」という。）の支給要件（※）に該当します。

※　給付金（こども加算分）の支給対象となるには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

①　ア　世帯の全員が、令和５年度住民税均等割課税・所得割非課税である。

　　イ　世帯の全員が、令和５年度住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。

　　（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

　　ウ　世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

②　世帯の中に、住民税所得割課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

③　対象児童について、既に給付金（こども加算分）の支給を受けた世帯ではありません。

（他区市町村において同様の要件で支給された子育て世帯への給付金（子ども加算）一人５万円を含む）

④　給付金（こども加算分）の支給要件の該当性等を審査等するため、山武市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

⑤　公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑥　この申請書は、山武市において支給決定をした後は、給付金（こども加算分）の請求書として取り扱います。

⑦　山武市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和６年８月31日までに、山武市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金（こども加算分）が支給されないことに同意します。

⑧　給付金（こども加算分）の支給後、この申請書（請求書）の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金（こども加算分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金（こども加算分）を返還します。

この申立ての内容に相違ありません。

　　　　年　　　　月　　　　日　　　申請者氏名